



福島医発第 1359 号（地）
令和 3 年 8 月 3 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

入国者健康確認センターと HER-SYS の情報連携による SARS-CoV-2 陽性
と判定された方の情報及び検体の提供について

標記については、令和 3 年 7 月 5 日付福島医発第 1088 号（地）をもって貴会宛て
にご連絡いたしました。

今般、厚生労働省より日本医師会を通じて同事務連絡が改正された旨、連絡があ
りました。

本改正は、陽性となった入国者等を特定する精度を更に高めるため、HER-SYS と
入国者健康確認センターの情報連携の仕組みが見直されたことを踏まえたもので
す。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会会員へ
の周知方よろしくお願いいたします。

小郡三井医師会より

感染症対策担当理事 橋本朋也
会長 島田昇二郎

(健Ⅱ217F)
令和3年7月19日

都道府県医師会
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
釜 菡 敏

入国者健康確認センターと HER-SYS の情報連携による SARS-CoV-2 陽性
と判定された方の情報及び検体の提供について

標記の事務連絡については、令和3年6月22日付（健Ⅱ168F）をもって貴会宛て
にご連絡いたしました。

今般、厚生労働省より同事務連絡が改正された旨、各都道府県等衛生主管部（局）
宛て別添の事務連絡がありましたのでご連絡申し上げます。

本改正は陽性となった入国者等を特定する精度を更に高めるため、HER-SYS と入国
者健康確認センターの情報連携の仕組みが見直されたことを踏まえたものです。

主な変更点の太字部分における、「新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支
援システム（HER-SYS）における「パスポート番号（旅券番号）」、「現在のステー
タス」及び「場所区分」の入力徹底について」は令和3年6月4日付け（健Ⅱ134F）
をご参照ください。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会及
び関係医療機関に対する情報提供についてご高配のほどお願い申し上げます。

事務連絡
令和3年5月7日
(最終改正令和3年7月13日)

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症
対策推進本部

入国者健康確認センターと HER-SYS の情報連携による SARS-CoV-2 陽性と判定された方の情報及び検体の提供について

新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（以下「HER-SYS」という。）の活用等については、平素より格別の御理解を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の水際対策強化の一環として、本年4月16日より、HER-SYS と全ての国・地域からの入国者等の健康フォローアップを行う入国者健康確認センター（本年3月18日に「新型コロナウイルス感染症特定流行国滞在者健康確認センター」から改称。以下「センター」という。）の情報連携の仕組みが開始されており、さらに、本年5月21日には、HER-SYS 上の登録者が入国日から28日以内の入国者等であるかどうかを確認できる検索機能が実装されております。

先般、これらの機能を活用して各自治体においてほしい具体的な事項等を下記のとおり整理し、お示ししたところです。

今般、陽性となった入国者等を特定する精度を更に高めるため、HER-SYS とセンターの情報連携の仕組みを見直しましたので、この仕組みを積極的に御活用いただきながら、下記の対応を徹底していただくよう、お願いいたします。（従来の事務連絡からの主な変更点は太字部分）

記

1. 保健所において対応をお願いしたい陽性者の特定

- 我が国において変異した新型コロナウイルスによる感染拡大の防止のため、現在、本邦入国前14日以内に新型コロナウイルス変異株流行国・地域に滞在歴がある入国者等の方々の健康フォローアップの強化を図っております。

- その一環として、4月16日以降、毎日定時に、センターから、入国後28日以

内の入国者等の情報が HER-SYS に対して提供されております。

これにより、センターから提供された入国者等の情報と、HER-SYS の発生届に登録された者（陽性者情報）が一致するかどうかを自動で判定することが可能となっており、その結果、両者が一者に特定された場合には、HER-SYS 上の「発生届タブ」のチェックボックス （入国データ突合結果） に ☒ が入ります。

また、5 月 21 日より、センターから提供された入国者等の情報と HER-SYS の発生届に登録された者（陽性者情報）が 一致する可能性がある場合には、「入国者情報一覧」画面に「候補者」の HER-SYS ID が表示 されるようになっております。

なお、陽性となった入国者等を特定する精度を更に高めるため、7 月 16 日より、特定条件の一部を改善していることを申し添えます。（具体的には、パスポート番号が一致し、入国者等の情報と陽性者情報が一者に特定された場合、又は HER-SYS の発生届で感染地域が国外で入力されている場合には、チェックボックスに ☒ が入ります。）

- このチェック機能を十全に発揮させるためには、感染症法に基づく義務である発生届の「感染場所」の入力はもとより、入国者等の「パスポート番号」の入力が極めて重要です。

つきましては、「新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（HER-SYS）における「パスポート番号（旅券番号）」、「現在のステータス」及び「場所区分」の入力徹底について（依頼）」（令和 3 年 6 月 3 日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）等でお願いしているとおり、入国時の検査では陰性であったものの、入国後 28 日以内に陽性等が判明し、感染症法第 12 条第 1 項の規定に基づく発生届が提出された「入国者（帰国者）全員」について、パスポート番号（旅券番号）の入力を徹底していただきますよう、改めてお願い申し上げます。

2. 変異株 PCR 検査等の実施と検体の提出

- 1 に該当する陽性者（センターから提供された入国者等の情報と HER-SYS の発生届に登録された者（陽性者情報）が一者に特定され、チェックボックスに ☒ が入っている者）であって、入国後 14 日以内に SARS-CoV-2 陽性と診断された患者については、地方衛生研究所等と連携して、L452R 変異株 PCR 検査及びゲノム解析の実施等をお願いします。

ゲノム解析については、自治体において可能な場合にはゲノム解析を実施して頂き、可能でない場合は国立感染症研究所への検体提出をお願いいたします。

これらの L452R 変異株 PCR 検査等の実施に当たっては、「新型コロナウイルス感染症の積極的疫学調査における検体提出等について（要請）」（令和 3 年 2 月 5 日付け健感発 0205 第 4 号。令和 3 年 6 月 17 日最終改正。）をご参照いただきますようお願いいたします。

- なお、1に記載のとおり、入国者等の情報と陽性者情報が一致する可能性があり、「入国者情報一覧」画面に「候補者」の HER-SYS ID が表示される者に対しては、担当保健所において当該本人へのヒアリング等を行い、できる限り一者に特定できるように努めるとともに、一者に特定できた場合には、地方衛生研究所等と連携して、入国後 14 日以内に SARS-CoV-2 陽性と診断された患者については、L452R 変異株 PCR 検査等を実施するようにして下さい。

(担当) 厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部 保健班 電話：03（5253）1111（内線8937／8927）
--